神戸港湾・第50回みなとぐるみ・家族ぐるみ大運動会

～晴天の下、2年ぶりに開催～

オープニングは、神戸青年合唱団による勇壮な八丈島太鼓とトランペットのファンファーレで始まり、晴天の中開催された第五〇回「みなとぐるみ・家族ぐるみ大運動会」は、開催に先立ち「一五春闘集会」を行なった。

開会挨拶で神戸港湾・吉岡議長は、二年ぶりに運動会を晴天の中で開催出来たことを喜び、一五春闘において地区の組合の協力により、四月五日（日）の二十四時間ストライキを何事もなく粛々と決行出来た事の報告をした。

また、運動会が五〇回という節目を迎えることが出来、実行委員の皆様や神戸市・兵庫県港運協会をはじめ神戸港関係各位の協力があって支えられていることに謝意を述べ、一〇〇回を目指して引き続き開催出来るようにしていきたいと抱負を述べた。

来賓の全国港湾・玉田書記長からは、産別最低賃金が四〇〇〇円引き上がったこと、港湾年金が退職して一五年有期支給に向けて労使政策委員会で話し合われることになったことの一五春闘の報告があった。

この二つの前進は、地区での皆様の協力があってこそであり、引き続き産別への結集を訴え挨拶された。

そして、港運同盟の小西執行委員長も連帯の挨拶をされた。

また、増井顧問からは、運動会は元々春闘事業の一つとして取り組んだことであり、港の労働運動は「港はひとつ、心はひとつ」の歴史的主旨と産別運動への団結・結集を大事にして、吉岡議長の言われたように運動会をこれからも継続してほしいとの挨拶をいただいた。

運動会は、約一一〇〇名が参加し、子供や女性が参加出来る小運動会、旅行ギフト券・デジタルカメラ等が当たるビンゴゲームを行なって、大いに休日のひと時を楽しんだ。

（神戸港湾・高嶋事務局長）

藤木インスペクター日誌

～とある日曜日～

◆ある日曜日の昼近くに携帯電話に着信履歴がありました。（誰だろう?）と思いながら、見てみるとある聖職者の人からでした。

なんだこの人か、日曜日に何の用だろうと思いましたが、ほっとくことにしました。

しかし、本人はあきらめることなく一時間ほどたったでしょうか?また、かかってきました。

何だろうと思い、話を聞いてみると「今日訪船した船の船員さんが、Message to Seafarers(インスペクターの連絡先やITF加盟組合の連絡先が載っている小雑誌）をほしいと言っているのですが」と言うので「そうですか」と素っ気ない返事をすると「今日行かないのですか??」と（あなたの仕事でしょ）と言わんばかりに言うので「日曜日ですからね～」と返事をして会話を終えました。（自分から話を振ってきたくせに～）と思ってしまいました。

翌日の月曜日にその船に行くことにしました。

迎えてくれたのはチーフオフィサーでした。

話をしていると「その小雑誌をほしいと言ったのは自分なんだけど、まさかITFインスペクターが届けてくれるとは思わなかった」と言っていました。

小雑誌を届けるだけでは、仕事になっていないので本船に協約があるかを確認するために船長に面談を求めるとチーフオフィサーは「自分が呼んだと思われたら大変なので内緒にして」と言われ「わかった」と返事をして船長に会い「協約は、ありますか?」と聞くと「シンガポール籍だからシンガポールの組合協約だよ」と言って見せてくれました。

あらかた確認したので下船して事務所に帰った時にもう一度書類をよく見てみると船主の住所が、愛媛県になっていました。

日本人船主の船にシンガポールの協約か～まままあることなのですが、複雑な心境になりました。ちなみに本船の名前はHIMAWARIでした。

労働組合法講座

～労働組合の資格要件～

今号以降、労働組合法第二章の「労働組合」（五条～十三条）となります。

今号は、労働組合の資格要件（第五条）です。

■労働組合の取り扱い（第五条）…労働組合は、本法第二条の要件（労働者が主体の自主的な組織）を満たし（一項）、以下の「規約」の規定（二項）を満たしていることを労働委員会に証明しなければ（資格証明）、労働組合法に定められた「手続」の参加や「救済」が受けられないことになっています。

○「手続」とは、①法人格を取得すること、②労働委員会の労働者委員を推薦すること、③労働組合が不当労働行為救済の申し立てをすることで、「救済」とは、労働委員会の命令による救済を受けることです。これらの「手続」や「救済」には、労働委員会による資格の証明が必要です。しかし、そういった証明が無くても労働組合の通常の活動に何ら支障はありません。また、個々の労働者は保護され、組合員として労働委員会への申し立てや救済が受けられます。（法人登記や労働者委員の推薦、不当労働行為は後述します）

○労働組合の規約…本条二項で規定された規約（一～九号）は、一号（組合名称）から九号（規約改正手続き）まで一般的な条文となっていますが、労働委員会の資格証明にあたっては、実際の運営では無く、条文主義を取りますので厳密な記載が求められます。

「厳密な記載」の主な内容は、三号の「組合員の権利」では、組合員が「すべての問題に参与でき、均等の取り扱いを受けられる」こと、四号の「組合加入と資格」では、「人種、宗教、性別、門地又は身分、信条によって、加入と資格が妨げられない」こと、七号では、「財源、使途、寄付等の経理内容は、公認会計士などの監査を受けて年一回は公表される」こと、八号の「同盟罷業（ストライキ）」は、直接無記名投票の過半数（投票総数）の決定による」こと、九号の規約改正は、直接無記名投票の過半数（組合員又は代議員総数）の決定による」などです。

また、二号は、「組合事務所の所在地」、五号は「役員選挙の直接無記名投票」、六号は「年一回の総会［大会］開催」となっています。

なお、これらの「厳密な記載」が無くても労働組合としての規約自体は有効です。

○以上の要件を備える組合は「法内組合」といわれますが、そうでない組合「法外組合」であっても、労働組合のすべての権利は認められ、賃金、労働条件に関する協約締結など、通常活動になんら問題はありません。労働組合の多数は「法外組合」です。

次号は、労働委員会の資格証明を受けた「資格認定」組合の内容です。